

広島県訓令第二十一号

商 工 労 働 部

各 職 業 能 力 開 発 校

広 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程（昭和四十五年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の二中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。